

新型コロナワクチン予防接種を受けられる方へ

浅口市

1. 一般的注意事項

新型コロナワクチン予防接種について、この説明文をよく読み、必要性や副反応についてよく理解し、わからないこと等があれば、接種前に医師や看護師、市担当課に質問しましょう。十分納得できない場合は、接種を受けないでください。

予診票は基本的にご本人が責任を持って記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

2. 新型コロナウイルス感染症と合併症

新型コロナウイルスの感染は、感染して多くの方が、2～3日程度、長くとも7日程度で発熱、のどの痛み、頭痛、だるさなどの症状が出始めます。年齢があがるごとに重症化するリスクが高まるため、高齢者と基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙）のある方は注意が必要です。また、感染から回復した後に持続する症状、新たに出現する症状などの罹患後症状（いわゆる後遺症）が現れることがあると報告されています。新型コロナウイルスは現在も変異を繰り返しており、すでに感染したことがある方や、以前に新型コロナワクチンを接種した方でも新しい変異株に再感染する可能性があります。

3. 新型コロナワクチン予防接種の効果と副反応

ワクチン接種を受けると、感染した場合の入院や死亡等の重症化を予防する効果が認められたと報告されています。主な副反応は、注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱、リンパ節の腫れなどがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。

まれに起こる重大な副反応として、ショック、アナフィラキシー、心筋炎、心膜炎、ギラン・バレー症候群などがあります。接種後に胸の痛みや動悸、息切れ、むくみ、手足の力が入りにくい、しびれなどの症状が現れたら速やかに医療機関を受診してください。

これら以外の症状が副反応として出る可能性があります。接種後に普段と変わったことがあった場合は、医師に相談してください。

4. 接種対象者について

法律で決められた対象者は、65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器に重い病気のある方等です。

しかし、予防接種を受ける義務はなく、ご本人が希望する場合のみ行います。ご本人が、麻痺等があつて同意書に署名できない場合や、認知症の症状で正確な意思表示が難しい場合等は、家族や医師により、特に慎重にご本人への接種意思の有無の確認を含め、接種適応を決定する必要があります。

最終的に確認できなかった場合は、予防接種法に基づく接種はできません。

5. 予防接種を受けることができない人

- ①明らかに発熱のある人：通常、体温が37.5℃以上の場合を指します。
- ②重い急性疾患にかかっている人
- ③ワクチンに含まれる成分によって、接種後30分以内にひどいアレルギー反応（アナフィラキシーなど）を起こしたことがある人
- ④医師が予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した人

6. 予防接種を受けるにあたり、注意が必要な人

- ①抗凝固療法（血液をサラサラにする薬の投与）を受けている人、血小板減少症または凝固障害（出血時に血がとまりにくい）のある人
- ②過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある人、もしくは近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- ③心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患および血液疾患などの基礎疾患のある人
- ④今までに予防接種を受けた時、2日以内に発熱、全身性の発疹、じんましんなどのアレルギーを疑う症状のみられた人、また、そのおそれのある人
- ⑤今までにけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
- ⑥接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーが起こるおそれのある人

7. 予防接種後の注意点

- ①接種後30分間は、急な副反応（冷汗が出る、顔面蒼白、手足が冷たくなる、意識の消失）、アナフィラキシー（全身のかゆみ、じんましん、喉のかゆみ、ふらつき、動悸）が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡が取れるようにしてください。
- ②接種直後または接種後に、血管迷走神経反射として立ちくらみや失神を起こすことがあります。転倒に注意してください。
- ③接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射部位をこすることはやめてください。
- ④接種当日はいつもどおりの生活をしてかまいませんが、接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けてください。
- ⑤接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

8. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金の給付など）の申請ができます。申請に必要な手続きなどについては、健康こども福祉課にご相談ください。

＜問い合わせ先＞

浅口市健康こども福祉課 ☎（０８６５）４４－７１１４